

山梨県公報

第七百四十号

平成十九年

三月一日

木曜日

目次

建築基準法に基づく道路位置指定……………二二五

公告

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………二二五

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出(二件)……………二二六

大規模小売店舗を設置する者の変更の届出……………二二六

第三十七期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について……………二二七

平成十九年度前期技能検定の実施……………二二七

平成十九年度全期(三級、基礎一級及び基礎二級)技能検定の実施……………二二〇

告示

山梨県告示第七十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年三月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
笛吹市石和町東油川字北畑三三番四
- 二 道路の幅員
四・〇〇メートル
- 三 道路の延長
三四・四五メートル

公告

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年七月一日まで縦覧に供する。

平成十九年三月一日

山梨県知事 横内正明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
 - 1 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一
 - 2 住所 甲府市丸の内一丁目十六番四号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (一) 名称 オギノ葎崎ショッピングセンター
 - (二) 所在地 葎崎市藤井町南下条二百番地
 - 2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛一	甲府市丸の内一丁目十六番四号
	株式会社シロタ 代表取締役 代田敏雄	葎崎市本町一丁目六番三十二号
	株式会社システムインナカゴ 代表取締役 中込裕	甲府市丸の内二丁目四番二十号
	株式会社ツル八 代表取締役 鶴羽樹	北海道札幌市東区北二十四条東二丁目一番二十一号
	株式会社ニューズ 代表取締役 塚田廣信	富士吉田市電ヶ丘二丁目十二番二十三号
	株式会社ポート 代表取締役 上田昌之	甲府市山宮町二千八百七十三の四番地

3 変更の年月日

平成十八年十月一日
三 届出年月日
平成十九年二月十四日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年七月一日まで縦覧に供する。
平成十九年三月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
1 氏名又は名称 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二
2 住所 甲府市丸の内一丁目十六番四号
- 二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(-) 名称 オギノ葎崎ショッピングセンター
(二) 所在地 葎崎市藤井町南下条二百番地
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後十時	午後十時（オギノ棟は午後十一時）
来客が駐車場を利用することができる時間帯	駐車場あ及びうは午前九時から午後十時まで 駐車場いは二十四時間	駐車場あは午前八時三十分から午後十一時三十分まで 駐車場いは二十四時間 駐車場うは午前九時から午後十時まで

3 変更する年月日
平成十九年四月一日
三 届出年月日

平成十九年二月十四日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九年七月一日まで縦覧に供する。
平成十九年三月一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
1 氏名又は名称 大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂倉正宏
2 住所 東京都台東区上野七丁目十四番四号
- 二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(-) 名称 アクロスプラザ国母
(二) 所在地 甲府市大里町三百五十一の一番地外
- 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後九時四十五分	午後十一時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後十時まで	午前八時三十分から午後十一時三十分まで

3 変更する年月日
平成十九年三月一日
三 届出年月日
平成十九年二月十四日

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十九

年七月一日まで縦覧に供する。

平成十九年三月一日

山梨県知事 横内正明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 大和情報サービス株式会社 代表取締役 坂倉正宏

2 住所 東京都台東区上野七丁目十四番四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 アクロスプラザ国母

(二) 所在地 甲府市大里町三百五十一の一番地外

2 変更した事項

変 更 事 項	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	代表取締役 坂倉正宏

3 変更の年月日

平成十七年四月一日

三 届出年月日

平成十九年二月十四日

● 第三十七期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について

労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により第三十七期山梨県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求めるので、公告する。

平成十九年三月一日

山梨県知事 横内正明

一 推薦資格を有するもの及びその推薦方法

1 使用者団体

(一) 使用者委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、山梨県の区域内のみに組織を有するものであること。

(二) (一)の使用者団体は、書面により候補者を推薦すること。

2 労働組合

(一) 労働者委員候補者を推薦し得る資格を有する労働組合は、山梨県の区域内のみ

に組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合するものであること。

(二) (一)の労働組合は、書面により候補者を推薦すること。この場合にあつては、その書面にその労働組合が(一)の規定に適合する旨の山梨県労働委員会の資格証明書添付すること。

二 被推薦者の資格制限等

1 被推薦者が労働組合法第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員となることができない。

2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一条及び第百四条又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。

三 推薦期間

平成十九年四月二日（月）から同年五月一日（火）まで

四 推薦書の提出場所

山梨県商工労働部労政雇用課（郵便番号四〇〇 八五〇一 甲府市丸の内二丁目六番一号）

● 平成十九年度前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成十九年三月一日

山梨県知事 横内正明

一 実施職種

1 一級及び二級

園芸装飾、造園、金属熱処理（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業に限る。）、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法、歯切り盤加工法及び数値制御工作機械加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業及びマシニングセンタ作業に限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、構造物鉄工作業に限る。）、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、切削工具研削、

ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立法、配電盤・制御盤組立法及び回転電機巻線製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立法、配電盤・制御盤組立法及び回転電機巻線製作法に限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業法に限る。）、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業法に限る。）、建具製作、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、強化プラスチック成形、石材施工、及び、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水施工法、シーリング防水施工法及びFRP防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業に限る。）、内装仕上げ施工、熱絶縁施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、保温保冷施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、保温保冷工事作業に限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、塗装、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

2 三級
園芸装飾、造園、金属熱処理（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、一般熱処理作業に限る。）、機械加工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、及び、左官、内装仕上げ施工、塗装、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾

3 単一等級
路面表示施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、溶融ペイントハンドマーカ施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、溶融ペイントハンドマーカ工事作業に限る。）

二 試験の方法
実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験
(一) 実施期日
平成十九年六月十一日（月）から同年九月十六日（日）までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。

(一) 実施場所	(二) 問題の公表	検定職種	実施期日
<p>2 学科試験 (一) 実施期日</p> <p>別)山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。 平成十九年六月四日（月）に山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町二千百三十番地の二）の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。</p>	<p>1 一級及び二級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、及び、防水施工、サッシ施工及び塗装</p> <p>2 三級 金属熱処理</p>	<p>三級 園芸装飾、造園、機械加工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、及び、左官、内装仕上げ施工、塗装、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラワー装飾</p>	<p>1 一級及び二級 園芸装飾、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、強化プラスチック成形、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表</p> <p>一級、二級及び三級 写真</p>
<p>一級及び二級 機械加工、鉄工、めつき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ及び商品装飾展示</p>	<p>平成十九年九月二日（日）</p>	<p>平成十九年七月二十九日（日）</p>	<p>平成十九年九月五日（水）</p>
<p>平成十九年九月九日（日）</p>			

装及びフラワー装飾
2 単一等級
路面標示施工

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けよとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) 一級、二級、三級(2)の表に該当する者を除く。及び単一等級

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、切削工具研削、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、塗装、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾	一万五千七百円
婦人子供服製造	一万三千円

(2) 三級(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。)

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、とび、左官、内装仕上げ施工、塗装、広告美術仕上げ、写真、商品装飾	一万五百円

飾展示及びフラワー装飾

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料(四の2の(一)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成十九年四月三日(火)から同月十三日(金)まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手をはり付けたもの)を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者については、平成十九年八月二十八日(火)(金属熱処理及び写真を除く三級職種)、同年十月十日(水)に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、本人あて書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者については、書面でのみ通知する。

2 合格証書等の交付

一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

- 平成十九年度全期（三級、基礎一級及び基礎二級）技能検定の実施
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、平成十九年度全期（三級、基礎一級及び基礎二級）技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成十九年三月一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 実施職種等

1 実施職種

(一) 三級

さく井、鑄造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鑄鉄鑄物鑄造作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鑄鉄鑄物鑄造作業に限る。）、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て法、変圧器組立て法、配電盤・制御盤組立て法及び回転電機巻線製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、強化プラスチック成形、建築大工、とび、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管作業に限る。）、型枠施工、鉄筋施工及び塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、金属塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）、基礎一級及び基礎二級

(二) 基礎一級及び基礎二級

さく井、鑄造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、婦人子供服製造、プラスチック成形、強化プラスチック成形、建築大工、とび、配管、型枠施工、鉄筋施工及び塗装

- 2 受検資格
 - 1 に掲げる三級の試験については、当該職種に係る基礎一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。

(二) 実施場所

山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。

(三) 問題の公表

あらかじめ受検申請者に送付する。

2 学科試験

(一) 実施期日

山梨県職業能力開発協会が指定する日に行つ。

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手續

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

検 定 職 種	手 数 料
さく井、鑄造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、プラスチック成形、強化プラスチック成形、建築大工、とび、配管、型枠施工、鉄筋施工及び塗装	一万五千七百円
機械検査及び婦人子供服製造	一万三千円

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料(四の2の(一)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

随時

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(角形二号の封筒)に、あて先を記入し、百二十円切手をはり付けたものを同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者には、山梨県職業能力開発協会が書面で通知する。

2 合格証書等の交付

合格者には、山梨県知事の合格証書を交付する。

六 その他

技能検定について不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番